

食中毒の発生及び対応について

1 事件の概要

中野区内の小学校(届出給食)が提供した給食を昼に食べた105名が令和2年10月12日から22日にかけて、発熱、腹痛、下痢などの食中毒症状を呈した。症状は、比較的軽症であり入院患者、重症患者は出ていない。

中野区保健所では、10月22日、中野区内の医師より通報を受け、下記小学校に対し施設調査及び患者検査を実施した。

この結果、患者検便10検体中8検体からカンピロバクターを検出した。さらに、大半の患者は発熱・下痢・腹痛を主とする症状であり、発症日が一峰性を示していること、また、発症の原因となりうる共通食品は当該小学校が提供した給食以外にないことから、当該小学校が提供した給食が原因の食中毒と断定した。

原因食品は当該小学校が調理提供した食品で、原因物質は、カンピロバクターであった。区では、再発防止のため、10月29日から11月4日まで7日間の供給停止の不利益処分を行う。

2 原因施設(被処分者)

- (1) 所在地 東京都中野区弥生町
- (2) 業種 集団給食(届出)

3 食品衛生法違反の内容(根拠法令等)

食中毒の原因となった食事の提供(食品衛生法第6条違反)

4 不利益処分等の内容

食事の供給停止7日間(食品衛生法第55条)